**平成２６年度　二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業　プロジェクト概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 技術の優位性 | 技術やノウハウ、エンジニアリング等の知見の活用を含む、当該プロジェクトにおける技術（管理技術を含む）の優位性について記載してください。  特に当該プロジェクトで利用する技術（管理技術を含む）の優位性を、できる限り明確に（カタログ、文献等にて）示してください。又は、日本又はホスト国の省エネラベル等の性能基準におけるランクを示してください。 |
| JCM方法論の概要 | 1. 適用範囲 2. 適格性要件 3. リファレンス排出量（デフォルト値を含む） 4. プロジェクト排出量 5. モニタリング計画・実施体制 |
| JCM方法論の  開発状況 | * 当該プロジェクトに適用されるJCM方法論の新規開発必要性の有無について記載してください。方法論開発が進捗している場合、その状況を記載してください。 * 当該プロジェクトに適用される方法論の新規開発が必要である場合で、既に方法論開発を行っている者がいれば、その団体名を記載してください。 |
| JCM方法論の  開発体制 |  |
| 妥当性審査  実施団体 | 当該プロジェクトの妥当性審査を実施予定の第三者機関（候補）があれば、その団体名を記載してください。なければ、「未定」と記入してください。 |
| 削減費用 | 1. 補助対象経費を単年度削減量で除した額：① 2. 本補助金を除いた経費を単年度削減量で除した額：②   （ウ）排出削減に掛かる費用効果：③  （エ）追加的削減費用：④  （オ）本補助金を除いた追加的削減費用：⑤  （カ）追加的投資回収年数：⑥  （キ）補助金を除いた経費での追加的投資回収年数：⑦  ①②③④⑤⑥⑦  ここでは、GHG排出量はCO2排出量に換算し、CO2排出削減にかかる費用を計算し記載する。  下記の式をもとにﾘﾌｧﾚﾝｽとﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄにて生産量などの負荷が同一として（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（キ）の場合を計算する。  （計算結果がマイナスの場合もそのまま（－）表示する。）  QE=QB-QA  QE：CO2排出削減量(t-CO2/年)  QB：ﾘﾌｧﾚﾝｽCO2排出量(t-CO2/年)：算定根拠を記載のこと  QA：ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄCO2排出量(t-CO2/年)：算定根拠を記載のこと  A：ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの補助対象設備の経費（ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄ）（円）  As：ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの補助金額（円）  B：ﾘﾌｧﾚﾝｽとなる設備の（新規購入の）経費（ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄ）（円）  RA：ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ設備のﾗﾝﾆﾝｸﾞｺｽﾄ（円/年）＝使用ｴﾈﾙｷﾞｰ費用（使用ｴﾈﾙｷﾞｰ量\*ｴﾈﾙｷﾞｰ単価＋維持管理ﾒﾝﾃﾅﾝｽ費用  RB：ﾘﾌｧﾚﾝｽ設備のﾗﾝﾆﾝｸﾞｺｽﾄ（円/年）＝使用ｴﾈﾙｷﾞｰ費用（使用ｴﾈﾙｷﾞｰ量\*ｴﾈﾙｷﾞｰ単価＋維持管理ﾒﾝﾃﾅﾝｽ費用  Yh：ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ設備の利用期間（法定耐用年数）（年）  （ア）補助対象経費を単年度削減量で除した額：A/QE (円/t-CO2）  （イ）本補助金を除いた経費を単年度削減量で除した額：  （A-As）/QE （円/t-CO2/年）  （ウ）排出削減に掛かる費用効果：As/QE/Yh　（円/t-CO2）  （エ）追加的削減費用(円/t-CO2）：  追加費用=（A + RA\*Yh）- （B + RB\*Yh）  追加的削減費用＝（（A + RA\*Yh）-（B + RB\*Yh））/（QE\*Yh）  （オ）本補助金を除いた追加的削減費用(円/t-CO2）：  （（A-As + RA\*Yh）-（B + RB\*Yh））/（QE\*Yh）  （カ）追加的投資回収年数：  （A-B）/（RA-RB） （年）  （キ）補助金を除いた経費での追加的投資回収年数：  （A-As-B）/（RA-RB） （年） |
| 技術の普及可能性 | （１）導入技術のホスト国での市場性・波及効果  （２）ホスト国における政策との合致度  （３）設備の維持管理等に係る現地のサポート体制  ホスト国における当該技術の市場の大きさ・波及効果、コスト力、社会トレンド・規制に合致しているか、普及の現状、アフターサービス等の現地サポート体制、及び今後の普及促進効果がどの程度期待できるかについて、その概要及び理由を記載してください。 |
| 持続可能な開発への貢献 | ホスト国（又はプロジェクト実施地域）における持続可能な開発への貢献について、温室効果ガス削減以外の効果（例えば、現地における環境汚染対策、雇用の創出等）が期待できる場合は、その内容を記載してください。 |

（注）審査に必要な資料となりますので、要点が不明にならない範囲で詳細に記載すること。

　　必要に応じて枠を引きのばすことや各項目の内容を別紙として添付することは差し支えない。